

平成26年4月1日細則第6号

独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下、「会計規程」という。）第52条及び第53条の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、「地域医療機構」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本部、各地区事務所及び各病院（以下、「病院等」という。）が行う契約に関する事務の取扱については、別に定めるものを除き、この細則の定めるところによる。

(契約審査委員会)

第3条 契約に関する重要事項を審査するため病院等に契約審査委員会（以下、「審査会」という。）を置く。

2 経理責任者は、次に掲げる契約を締結する場合においては、あらかじめ契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他重要事項について、審査会に諮るものとする。

一 予定価格が1000万円以上の一般競争又は指名競争による契約（申込者若しくは交渉権者がいない場合又は交渉権者が契約を締結しない場合において、更に競争に付そうとするときを除く。）

二 第16条第1項に規定する契約（申込者若しくは交渉権者がいない場合又は交渉権者が契約を締結しない場合において、更に競争に付そうとするときを除く。）

三 予定価格が第27条第1号から第6号までに規定する金額を超える随意契約（第28条に規定する契約を除く。）

四 その他経理責任者が必要と認めた契約

3 経理責任者は、前項の規定に基づき審査会が行った答申を尊重しなければならない。

4 経理責任者は、審査会の意見に従わない場合は、その理由を書面により審査会に通知しなければならない。

5 経理責任者は、第2項に規定するもののほか、この細則に定める事項及び四半期毎に取引業者別の支払額について、審査会に諮らなければならない。

6 審査会の職務、構成その他必要な事項は、別に定める。

第2章 一般競争による契約

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第4条 地域医療機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

三 物品製造等(物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け) 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争参加者の排除)

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争参加者の制限)

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があつ

た後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。